

保安規程の作成及び遵守に関する留意点について

(保安規程チェックリスト)

1. 電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織

- 設置者は、事業場の実態に合うような適切な職位の者を総括管理者としていますか。
- 総括管理者は、業務を総括的に管理していますか。
- 主任技術者は、総括管理者に業務に関する結果を報告していますか。
- 組織は、主任技術者に業務上必要な情報が伝わるものとなっていますか。
- 設置者は、主任技術者に業務上必要な権限を付与していますか。
- 設置者は、主任技術者が不在時の代務者を選任していますか。

2. 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育

- 総括管理者は、電気に関する保安教育をすべての従業員に対して計画的に実施していますか。
- 総括管理者は、保安教育のための説明資料を作成していますか。
- 主任技術者は、関係法令や技術情報等を積極的に習得していますか。
- 主任技術者は、設置者及びその従業員に対して、保安規程を守らなければならないことを周知していますか。
- 主任技術者は、保安の従事者に対して、主任技術者が保安のためにする指示に従わなければならないことを周知していますか。
- 従業員は、電気工事や建設工事を実施する場合、事前に主任技術者に相談すべきことを知っていますか。

3. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査

- 総括管理者は、巡視、点検及び検査（以下、「巡視等」）を保安規程どおりに実施していますか。
- 総括管理者は、点検及び検査が確実に実施できるよう主任技術者等と調整の上、予算措置、生産工程管理、従業員への事前通告等を行っていますか。
- 主任技術者は、適切な巡視経路を定めていますか。
- 設置者は、巡視等の内容や頻度を個々の設備や機器の製造者の資料等を参考にして、実態に合うよう適切に定めていますか。
- 設置者は、巡視等を行うべき設備や機器で、内容や頻度を規定し忘れていたものはありますか。
- 設置者は、過去の巡視等の記録を経年劣化の判断等に活用していますか。

4. 電気工作物の運転又は操作

- 主任技術者は、平常時又は事故その他の異常時における運転又は操作の手順書を作成し、適切な場所に備え付け又は掲示等をしていますか。
- 主任技術者は、従業者（電気取扱者）に対して主任技術者の指示の下に運転又は操作を行うよう周知していますか。

5. 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法

- 設置者は、発電所を施設した場合、当該規定を設けていますか。

6. 災害その他非常の場合に採るべき措置

- 主任技術者は、電力会社の営業所にご自身の名前を伝えてありますか。
- 災害その他非常時の連絡体制表を作成し、適切な場所に備え付け又は掲示等していますか。
- 従業者は、感電事故や電気火災等が発生した場合、主任技術者に報告すべきことを知っていますか。
- 主任技術者は、電気関係報告規則を熟知していますか。

7. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

- 総括管理者は、保安規程を適切な場所に保管していますか。
- 総括管理者は、建築図や配線図等を適切な場所に保管していますか。
- 主任技術者は、電気工作物の施設箇所（たとえば、埋設や隠蔽の電線の施設ルート）を熟知していますか。
- 総括管理者は、工事記録、巡視点検測定記録、運転日誌及び電気事故記録等を適切な場所に適切な期間保管していますか。